

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年7月4日（令和6年（行情）諮問第786号）

答申日：令和6年12月6日（令和6年度（行情）答申第689号）

事件名：「平成27年度研究年報について（報告）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月21日付け防官文第16517号及び同年12月7日付け同第20580号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外

の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「平成26年度研究年報」（研本企第190号（27.7.3）別冊）【2015.7.30—本本B570】の平成27年度版。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年9月21日付け防官文第16517号により、文書1を特定し、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年12月7日付け同第20580号により、文書2を特定し、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約7年8か月及び約7年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

文書2の文書中、4ページ、5ページ、10ページないし13ページ、16ページないし18ページ、24ページ、26ページ、28ページ及び29ページのそれぞれ一部については、自衛隊の防衛力整備及び装備品の性能に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛力整備の方向性及び装備品の能力等が推察され、自衛隊の効果的な任務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

本件審査請求を受け、本件対象文書の同条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については同条3号に該当せず、開示することとするが、そのほかの部分については、原処分のおり同号に該当するため不開示を維持する。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「本来の電磁的記録についても特定を求める」として、電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。
- (2) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。
- (3) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (4) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開

示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

(5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち一部を開示することとするが、そのほかの部分については、同号に該当することから当該部分を不開示としたものである。

(6) 以上のことから、上記2及び上記(5)のとおり不開示とした部分の一部を開示することとするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和6年7月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月22日 | 審議 |
| ④ 同年12月2日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおり（別紙）であるところ、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当する（上記第3の2のとおり）として不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分において不開示とされた部分のうち、別表に掲げる部分を新たに開示するが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、なお不開示を維持すべきとしていることから、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

不開示維持部分には、自衛隊の防衛力整備及び装備品の性能に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛力整備の方向性及び装備品の能力等が推察され、自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

文書１ 平成２７年度研究年報について（報告）（研本企第２１１号。２８．
６．２４）（かがみ，別紙及び別冊の表紙）

文書２ 平成２７年度研究年報（研本企第２１１号（２８．６．２４）別冊）
（表紙を除く）

別表

ページ	新たに開示する部分
1 2 ページ	「研究命題」の 1 欄目及び 2 欄目の不開示部分全て
	「目的・要旨」の 1 欄目及び 2 欄目の上から 2 行目の不開示部分
1 3 ページ	「研究命題」の 2 欄目の不開示部分全て
	「目的・要旨」の 2 欄目の上から 2 行目の不開示部分
1 6 ページ， 2 4 ページ， 2 8 ページ及び 2 9 ページ	不開示部分全て